

様式第9号 建設工事請負契約約款 新旧対照表

新	旧
<p>(談合等に係る契約解除)</p> <p>第49条の2 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 受注者が独占禁止法第7条の2第1項(_____第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、<u>第7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。</u></p> <p>(3) 受注者が独占禁止法第7条の2第1項ただし書(第8条の3において準用する場合を含む。)の規定による命令を受けなかったと認められるとき。</p> <p>(4) 受注者が独占禁止法第7条の4第7項(第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)又は第7条の7第3項(第7条の9第3項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を受けたとき。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2 受注者は、この契約に関して独占禁止法第7条の4第7項(第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)又は第7条の7第3項(第7条の9第3項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による通知を受けたときは、直ちに当該文書の写しを発注者に提出しなければならない。</p>	<p>(談合等に係る契約解除)</p> <p>第49条の2 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 受注者が独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)<u>_____若しくは第4項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。</u></p> <p>(3) 受注者が独占禁止法第7条の2第1項ただし書_____の規定による命令を受けなかったと認められるとき。</p> <p>(4) 受注者が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項_____の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を受けたとき。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2 受注者は、この契約に関して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項_____の規定による通知を受けたときは、直ちに当該文書の写しを発注者に提出しなければならない。</p>